

修正後	修正前	摘要
<p>3 業務実施上の条件</p> <p>(1) 管理技術者は一級建築士であること。</p> <p>(2) 参加表明書に記載を求める主任技術者は建築（総合）分野とし、一級建築士であること。</p> <p>(3) 管理技術者は、提出者の組織に所属していること。</p> <p>(4) 建築（総合）分野の主任技術者は、提出者の組織に所属していること。</p> <p>(5) 管理技術者及び記載を求める各主任技術者は、それぞれ1名であること。</p> <p>(6) 管理技術者は、記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める各主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。</p> <p>(7) 主たる分担業務分野である建築（総合）分野を再委託しないこと。</p> <p>(8) 提出者は、他の提出者の協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所に限る。）となっていないこと。</p> <p>(9) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計者等が、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。</p>	<p>3 業務実施上の条件</p> <p>(1) 管理技術者は一級建築士であること。</p> <p>(2) 参加表明書に記載を求める主任技術者は建築（総合）分野及び建築（構造）分野とし、それぞれ一級建築士であること。</p> <p>(3) 管理技術者は、提出者の組織に所属していること。</p> <p>(4) 建築（総合）分野の主任技術者は、提出者の組織に所属していること。</p> <p>(5) 管理技術者及び記載を求める各主任技術者は、それぞれ1名であること。</p> <p>(6) 管理技術者は、記載を求める各主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める各主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の主任技術者を兼任していないこと。</p> <p>(7) 主たる分担業務分野である建築（総合）分野を再委託しないこと。</p> <p>(8) 提出者は、他の提出者の協力事務所（再委託先のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所に限る。）となっていないこと。</p> <p>(9) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の設計者等が、北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けたが、既にその停止期間を経過している者を含む。）であること。</p>	<p>○「建築（構造）分野」の記載は不要なため削除</p>